

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年9月 18 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500130 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500097 号

第1 結論

請求者のA社における平成19年9月1日から平成20年9月30日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成19年9月から平成20年8月までの標準報酬月額については、12万6,000円から24万円とする。

平成19年9月から平成20年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年9月1日から平成20年9月30日まで

厚生年金保険の加入記録において、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、報酬額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給与支給明細書を提出するので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間の標準報酬月額は、当初請求者が主張する24万円と記録されていたところ、平成20年4月11日付けで、平成19年9月1日に遡って12万6,000円に引き下げられ、厚生年金保険被保険者資格喪失日である平成20年9月30日まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録により、請求者同様、従業員34人が平成20年4月11日付け標準報酬月額を遡って減額訂正処理されていることが確認できる上、平成19年5月11日から平成20年2月1日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した8人の従業員の標準報酬月額についても減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、年金事務所から提出されたA社に係る滞納処分票及び債権記録リストにより、上記減額訂正処理日において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成20年4月11日付け行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について平成19年9月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、請求者の標準報酬月額の変更処理が行われた平成20年4月11日以降の期間の標準報酬月額の記録については、有効な記録訂正とは認められない同日の減額処理に連動してなされた結果であると考えることが適当である。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500175 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500098 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（平成 22 年 8 月 21 日）及び取得年月日（平成 22 年 9 月 7 日）を取り消し、平成 22 年 8 月の標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

平成 22 年 8 月 21 日から同年 9 月 7 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 21 日から同年 9 月 7 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 47 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 22 年 8 月 21 日から同年 9 月 7 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録について、同社は、誤りに気付き、厚生年金保険被保険者資格喪失届及び同資格取得届のそれぞれの取消届を提出したが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間について保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録並びに A 社から提出された平成 22 年分給与所得退職所得の所得税源泉徴収簿及び通勤費支払明細により、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額から、28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届及び同資格取得届の取消しに係る届出を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 22 年 8 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500176 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500099 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（平成 22 年 11 月 21 日）及び取得年月日（平成 22 年 12 月 15 日）を取り消し、平成 22 年 11 月の標準報酬月額を 38 万円とすることが必要である。

平成 22 年 11 月 21 日から同年 12 月 15 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 11 月 21 日から同年 12 月 15 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基 础 年 金 番 号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 11 月 21 日から同年 12 月 15 日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録について、同社は、誤りに気付き、厚生年金保険被保険者資格喪失届及び同資格取得届のそれぞれの取消届を提出したが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間について保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録並びにA社から提出された平成 22 年分給与所得退職所得の所得税源泉徴収簿及び通勤費支払明細により、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額から、38 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届及び同資格取得届の取消しに係る届出を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 22 年 11 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。